

資料 1

「利用の心得（案）」の取扱いに関して出された意見及び対応の考え方

1. 前回作業部会以降に出された意見の概要

- (1) 事前レクチャーや詳細な情報提供は、現在の体制では対応できないので、対応できる範囲の記述に限定すべき。(羅臼町及び知床財団)
- (2) 本「利用の心得（案）」では、利用を促進させる恐れがあり、利用者による地区内への立入制限に法的担保のない現時点で、「利用の心得」だけを作成・稼働させるべきではない。(知床財団及び斜里町)
- (3) 関係団体等の意見をもっと聴取した上で、さらに時間をかけて策定すべき。
(ガイド関係団体)

2. 上記意見への対応の考え方

- (1) 世界自然遺産の登録を契機として、知床半島先端部地区へ立入る者は増加すると予想されるので、立入りによる自然環境への悪影響を軽減するために、立入り者に対して配慮事項の周知が必要。
- (2) しかしながら、情報提供等現場での対応が十分に行えないような内容の「利用の心得」とすることは適当ではないので、利用の促進を図るものではないことを明確に示した上で、関係団体等との意見調整を進め、利用者に最低限守ってもらいたい事項に絞った形に修正し、今年度中に「利用の心得」を策定の上、速やかに公表し、周知を図ることが適当。
- (3) なお、次回の作業部会には、上記の考え方に基づく「利用の心得」の修正案を示す予定。